

市川のまち

地名の由来

«No.11»



国分の地名は、各地に残っています。特に、「花は霧島、煙草は国分…」と歌われた鹿児島県の国分市は有名です。また、東京都には国分寺市があります。この国分、国分寺の地名が、なぜ各地に残っているのでしょうか。

奈良時代の天平十三年(七四一)、聖武天皇の勅願によって、「国分寺建立の詔(みことのり)」が出されました。当時六十八力国に分かれていたわが国では、それぞれの国で国分寺を建立することになりました。後に、その地域が国分、あるいは国分寺と呼ばれるようになり、その多くが今日に伝えられています。本市の「国分」の地名も、下総国の国分寺がここに建立されたことに由来しています。

国分寺というのは、「建立の詔」によると、「光明四天王護國之寺」と呼ばれた僧寺と、「法華滅罪之寺」と呼ばれた尼寺の二つの寺を指したもので、下総国分寺も、現在の国分寺の境内とその周辺から、創建当初の基壇や瓦・土器などが発見され、僧寺跡であることが確認されました。また、その北西約五百㍍ばかりのところに、尼寺の基壇が確認され、両所はそれぞれ国の指定史跡として保存されています。

明治二十二年、国分・曾谷・須和田・稻

国 分

下総国分寺建立の地

越・下貝塚の五力村が合併して「五常(ごじょう)村」となりましたが、由緒ある国分の地名を残したいとする国分村村民の意向が強く、翌二十三年、「五常村」は「国分村」と改名されました。

昭和九年、市川・八幡・中山の三

町とともに市制

が施行され「市

川市大字国分」

となりました。

昭和十八年に

は、現在の中国

分の地域にあつ

た軍用地がさら

に拡大され、国

府台の「西練兵

場」に対し、

「東練兵場」と

呼ばれるようにな

りました。こ

の「東練兵場」

は、終戦後、農

地として旧所有

者と帰農軍人と

に返却譲渡され

て開墾されまし

た。その関係で

この地域は、中台を中心とし、西台・東台・南台・平台・下台・上台と区分され、整然と区画されました。

昭和二十六年、本市では字名を廃止したので、国分の地域は国分町・中國分町・北国分町に分かれました。そして、四十七年に実施された住居表示で、国分町は国分一～七丁目に分かれ、中國分町は中國分一～五丁目に、そして北国分町は四十七年に北国分一・二丁目が、四十九年には三・四丁目ができ、未実施の地域が北国分町として残っています。

(写真は国分寺の礎石)

(社会教育指導員・綿貫喜郎)



◇ 次回は「八幡」を予定しています。

